

(医)大和会 介護老人保健施設ミドルホーム富岡運営規程

- 第1章 総則
- 第2章 定員及び従業者
- 第3章 サービスの内容及び費用の額
- 第4章 運営に関する事項
- 第5章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人大和会が開設し運営する介護老人保健施設ミドルホーム富岡（以下「ミドルホーム富岡」という）における以下の各号に定める事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設（以下「施設」という）
- 二 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という）
- 三 指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という）
- 四 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という）
- 五 指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という）

(施設・事業の目的)

第2条 施設は、要介護状態であると認定され、入所した者に対し、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護・介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

2 短期入所は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における看護・介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

3 介護予防短期入所は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における看護・介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

4 通所リハビリは、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

5 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営に当たっての基本方針)

第3条 ミドルホーム富岡は、ミドルホーム富岡を利用する者（以下「利用者」という）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービス、短期入所（介護予防短期入所含む）及び通所リハビリ（介護予防通所リハビリ含む）（以下「施設サービス等」という）を提供する。

2 ミドルホーム富岡は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束は行わないものとする。

- 3 ミドルホーム富岡は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 ミドルホーム富岡は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- 5 ミドルホーム富岡は、利用者の個人情報の保護については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則って行うものとする。
- 6 ミドルホーム富岡は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。
- 7 ミドルホーム富岡の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得るものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第4条 ミドルホーム富岡においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わないものとする。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 ミドルホーム富岡は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の各号に定める措置を講じるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化を図るための方策を検討する委員会（「身体的拘束等適正化検討委員会」）を3月に1回以上開催するとともに、その検討内容及び結果については、看護介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 看護・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する（新規採用時にも実施する）。

(虐待の防止)

第5条 ミドルホーム富岡は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という）を、当施設における人権問題に係る事案全般を取り扱う協議体である人権擁護委員会と一体的に設置し、定期的開催（原則として、月1回開催）するとともに、必要に応じて、四号に定める担当者（責任者）の招集により随時開催する。その検討内容及び結果等については、すべての従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 すべての従業者に対し、人権と尊厳を遵守し、虐待を防止するための研修を定期的実施する（新規採用時にも実施する）。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（責任者）を設置する。

(秘密の保持)

第6条 ミドルホーム富岡の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(名称等)

第7条 ミドルホーム富岡の名称等は、以下のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 ミドルホーム富岡
- 二 所在地 群馬県富岡市岡本965
- 三 管理者 武田 滋利

第2章 定員及び従業者

(定員)

第8条 ミドルホーム富岡の施設、短期入所及び介護予防短期入所の入所定員（又は利用定員）は、100名（一般棟50名、認知症専門棟50名）とする。

2 ミドルホーム富岡の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、3単位60名とする。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 ミドルホーム富岡の従業者の職種その内容及び員数は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 ミドルホーム富岡で提供する施設サービス等の内容は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合）、介護予防短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合）、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- 二 食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。）
- 三 入浴（一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。）
- 四 医学的管理の下における看護及び介護
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者がミドルホーム富岡から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする（利用者個々の介護保険負担割合証に明示されている負担割合に基づいて算定される額）。

2 ミドルホーム富岡は、前項に定める額のほか、以下の各号に定める費用につき別表第2に額を定め、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

一 施設（入所）

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 理美容代
- (6) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの
- (7) 利用者及び家族の選定により日曜日に当該利用者を預かった場合の預かりサービス代

二 短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代

- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

三 介護予防短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

四 通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービスまたは居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- (3) おむつ代
- (4) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

五 介護予防通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(ミドルホーム富岡の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が、ミドルホーム富岡を利用するに当たっての留意事項は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 面会は、ミドルホーム富岡が別に定める面会規則に従い行うこと
 - 二 外出・外泊する際は、ミドルホーム富岡が別に定める外出・外泊届を提出すること
 - 三 入所中は、外出・外泊中であっても、むやみに他医療機関を受診したり投薬を受けたりすることはできないので、その必要性が生じたときには必ず事前にミドルホーム富岡に連絡し相談すること。
 - 四 金銭類や貴重品等は、原則として持込まないこと。持込みを希望する場合は、必ず事前に申し出てミドルホーム富岡の許可を得ることとし、持ち込まれた金銭類や貴重品等については、ミドルホーム富岡が別に定める方法に則って管理されるものとする。ただし、持ち込みを許可しない場合もある。なお、持ち込まれた金銭類や貴重品等が紛失や破損した場合については、ミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由により生じたと認められる場合を除き、その責任は一切負わないこととする。
 - 五 ミドルホーム富岡の館内及び敷地内での宗教の勧誘や特定の政治活動は一切行わないこと。
 - 六 ミドルホーム富岡の館内及び敷地内での営利行為、販売行為等は一切行わないこと。
 - 七 ミドルホーム富岡の館内及び敷地内での飲酒は原則として禁止とする。
 - 八 ミドルホーム富岡の館内及び敷地内での喫煙は一切行わないこと（健康増進法により禁煙）。
 - 九 ミドルホーム富岡の館内及び敷地内へのペットの持ち込みは原則として禁止とする。
 - 十 ミドルホーム富岡の館内及び敷地内への危険物の持ち込みは一切行わないこと。
 - 十一 共同生活の秩序を保つように努めること。
- 2 その他、ミドルホーム富岡の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間)

第13条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 営業日 原則として、月曜日から土曜日までとする。ただし、原則として、国民の祝日並びに国民の休日及びミドルホーム富岡で定める休業日は除くものとする。
- 二 営業時間 原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない。

(通常の送迎及び通常の事業の実施地域)

第14条 短期入所及び介護予防短期入所の通常の送迎の実施地域は、富岡市及び甘楽郡内とする。ただし、利用者の選定によるものは除く。

2 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの通常の事業の実施地域は、富岡市及び甘楽郡内とする。ただし、利用者の選定によるものは除く。

(褥瘡の発生防止)

第15条 ミドルホーム富岡は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、以下の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。
- 二 褥瘡対策チーム(「褥瘡対策委員会」)を設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- 三 別に定める看護職員を褥瘡予防担当者(褥瘡対策チーム責任者)とする。
- 四 看護・介護職員その他の従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を継続的に実施する。

(衛生管理)

第16条 ミドルホーム富岡は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、以下の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 別に定める看護職員を感染対策担当者とする。
- 二 感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、すべての従業者に周知徹底を図るものとする。
- 三 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 四 前号に定める指針に基づき、すべての従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的に(年2回以上)実施する(新規採用時にも実施する)。

(非常災害対策)

第17条 ミドルホーム富岡は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置するとともに、防災委員会を組織して非常災害対策を講じるものとする。

- 一 防火管理者には、事務長を充てる。
 - 二 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てる。
 - 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼実施し、防火管理者は立ち会う。
- 2 ミドルホーム富岡は、非常災害に備えるため、年2回以上の非常災害訓練(避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう)を実施し、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施する。
- 3 ミドルホーム富岡の従業者は、常に災害の防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 4 ミドルホーム富岡は、非常災害訓練の実施にあたっては、近隣施設や地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定・運用)

第18条 ミドルホーム富岡は、感染症や自然災害の発生時における利用者に対するサービスの提供を

継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という）をそれぞれ策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ミドルホーム富岡は、感染症、自然災害それぞれについて策定された業務継続計画（BCP）について、すべての従業員に対し周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（感染症、自然災害それぞれ年2回以上）実施する（新規採用時にも実施する）。
- 3 ミドルホーム富岡は、感染症、自然災害それぞれについての業務継続計画（BCP）の見直しを定期的に行い、必要に応じて内容を改定し、その有効性を高めていくこととする。

（要望及び苦情処理）

第19条 ミドルホーム富岡は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、必要に応じて、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明する。

- 2 管理者を要望及び苦情の解決責任者とし、補佐として副施設長を充てる。要望及び苦情の受付担当者は看護課長（看護師長含む）及び支援相談員並びに介護支援専門員、通所リハビリ（介護予防通所リハビリを含む）については、通所リハビリの担当課長及び役職者並びに支援相談員とし、受け付けた苦情はミドルホーム富岡で定める苦情処理システムに則って適切に処理をする。
- 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、玄関に「ご意見箱」を設置する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第20条 ミドルホーム富岡は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応や、次号に規定する事故発生報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策をすべての従業員に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、すべての従業員に周知徹底を図るものとする。
 - 四 すべての従業員に対する研修を定期的（年2回以上）に行う（新規採用時にも実施する）。
 - 五 リスクマネジャー資格者を配置して、前1～4号に定める措置の有効性をより高めるようにする。
- 2 ミドルホーム富岡は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、前項一号に定める指針に基づいて直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡する。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を市町村及び県に報告する。
 - 3 ミドルホーム富岡は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
 - 4 ミドルホーム富岡は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 5 前1～4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（サービスの質の向上・職員の質の確保）

第21条 ミドルホーム富岡は、常に自ら提供する施設サービス等の質の評価を行ってその改善を図るよう努力する。そのための会議として、すべての部署の責任者の参加による施設運営会議を毎月1回以上開催し、協議検討を行うものとする。

- 2 ミドルホーム富岡は、提供する施設サービス等の質及び職員一人ひとりの資質向上を図るため、施設内における定期的な勉強会、研修会を開催する。
- 3 ミドルホーム富岡は、提供する施設サービス等の質及び職員一人ひとりの資質向上を図るため、関係諸団体等の開催する各種研修会等へ積極的に職員を参加させるものとする。
- 4 ミドルホーム富岡は、サービスの質の確保と向上のために、介護保険法第115条の29の規定（介護サービス情報の公表）に基づき、群馬県知事により指定された指定調査機関による調査を受け、調査結果を群馬県知事により指定された指定情報公表センターを通じて公表するものとする。
- 5 ミドルホーム富岡は、すべての従業員（但し、医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、

歯科衛生士、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、ミドルホーム富岡を運営する医療法人大和会の同意を得て、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。